



令和5年度 第2号

Ube Kyou-DO!

共同実施日より

令和 5年 7月 3日 発行

【発行責任者】

宇部市小・中学校事務共同実施会

統括長 森田 成寿

## 諸手当認定状況確認の時期になりました！！

諸手当の支給は、みなさんからの届出に基づいて行われます。届出をしなかったり、届出が遅れたり、届出の内容が誤っていたりすると、

- ☆ 支給できる手当が支給されない
- ☆ 支給された手当の返還を求められることがあります。

手当は年に一度、認定状況の確認をすることとなっています。該当の先生方は、事務担当者から「令和5年度 諸手当認定状況の確認について」が配布され、必要書類の提出をお願いされていると思います。よく確認し、期日までに出しましょう。

現状が変わった場合は、年に一度の確認時ではなく、事実発生時の速やかな申告が必要です。管理職への届出を忘れないようにしましょう。



次のうちどれかに該当する場合は、要注意！！

□通勤経路上で新しい道路ができたなどで、通勤距離が短くなった。

→新しい経路を測定し、通勤届を再提出してください。

□借りている住居の契約更新があった。

→契約が自動更新でない場合は、更新した契約書の写しを提出する必要があります。

□借りている住居の家賃に変更があった。

→新しい契約書、家賃を支払った証明書、新しい届を提出してください。

□扶養手当をもらっている家族がパート・アルバイトを始めた、または勤務の内容に変更があった。

→その事実が発生した時から、1次判定から再度判定します。事実の発生により年額所得が変更するので、再度判定し直し、1年間確認します。雇用契約の変更で勤務日などが減り、所得が明らかに減る場合も同様です。



裏面には届出が必要かどうか分かる「やまぐち総合教育支援サイト」への手順を載せています。



手当を受けるには、認定要件をすべて満たしている必要があります。不明な点は事務職員に相談するか『やまぐち総合教育支援サイト』に掲載してある資料をご覧ください。

詳しい資料はこちらから



やまぐち総合教育支援センター



やまぐち総合教育支援サイト ⇒ 先生のページ ⇒ 山口県教育関係資料データベース等 ⇒ 教職員課 ⇒ 事務研修会関係

やまぐち総合教育支援サイト

先生のページ

各種申請手続き等

山口県教育関係資料データベース等

教育動向

研究成果・研究テーマ等

県内教育研究組織

県内最先端技術

教育政策課

教職員課

義務教育課

事務研修会関係

4	給与事務担当者研修会 (小中学校)	令和4年7~8月	<ul style="list-style-type: none"> <li> 01 扶養手当.pdf (999KB)</li> <li> 02 住居手当.pdf (389KB)</li> <li> 03 通勤手当.pdf (3MB)</li> <li> 04 単身赴任資料.pdf (454KB)</li> <li> 05 特殊勤務手当.pdf (897KB)</li> <li> 06 期末・勤勉手当.pdf (352KB)</li> <li> 07 給与の取扱い一覧.pdf (162KB)</li> </ul>
---	-------------------	----------	---

HPから簡単に確認できるのがいいね

## 会計の中間報告作成の時期になりました。



注目!

学年教材費や生徒会費・教育後援会費などの中間報告について確認するポイントを挙げていますので、参考にしてください。

- 出納簿、収入調書、支出調書と通帳の日付が同じであること(印漏れも確認)
- 中間報告書の収入額、支出額、差引残高が通帳と同じであること
- 不明瞭な収入調書、支出調書がないこと(転出入など、その金額の根拠となる文書などの添付)
- 支払時のクレジットカード、電子マネーなどの利用やポイント付与、レシートの切断をしないこと
- 納品書、請求書、領収書が揃っていること(領収書のみの場合は、物品の明細がわかるレシートなど)
- 納品書、請求書、領収書の宛名は学校名であること

ちょっと ブレイク

ふるさと納税  
はじめてみませんか

### ふるさと納税のメリット

- 様々な地域に寄付が出来る
- 寄附の使い道が選べる
- 税金還付・控除が受けられる
- お礼品がもらえる

### ふるさと納税って何？

「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります。

※有名なふるさと納税を申し込むサイトでは、寄附限度額の簡易的な計算ができます。

※給与所得者等については、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。(詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください)